

平成30年7月24日 (火)

災害救援情報

第
8
号

福岡県社会福祉協議会 福岡県共同募金会 発行
TEL (092) 584-3377 FAX (092) 584-3369

「平成30年7月豪雨災害」に伴う 災害ボランティアセンター支援に係る 県内市町村社協職員派遣者の決定について

「平成30年7月豪雨災害」に伴う災害ボランティアセンター支援に係る県内市町村社協職員派遣について、各市町村社協から提出いただいた意向調査票をもとに、過去の災害ボランティアセンター運営や支援の経験等を踏まえ、総合的に協議・検討した結果、下記のとおり派遣者を決定しました。

今後、第15、19、23クルールの派遣も予定されていますので、改めて意向調査を行います。

- 1 派遣先
広島県・坂町災害たすけあいセンター
- 2 派遣期間及び派遣人数等

クール	派遣期間	社協名	人数
第3	7月28日(土)から8月2日(木)	朝倉市	1名
		福岡県	1名
第4	8月1日(水)から8月6日(月)	福岡市	2名
第7	8月13日(月)から8月18日(土)	須恵町	1名
		粕屋町	1名
第8	8月17日(金)から8月22日(水)	北九州市	2名
第11	8月29日(水)から9月3日(月)	太宰府市	1名
		築上町	1名
第12	9月2日(日)から9月7日(金)	福岡市	2名

※広島県内の被災地状況把握のため、本会職員1名を別途派遣。

(7月28日(土)から7月30日(月))

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付の受付 開始について

平成30年7月豪雨により被災した方々に対する生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付の受付を開始しました。

1 福岡県内の取組

災害救助法の適用となった飯塚市及び福岡県知事が設定した41市町村に住所を有する方々で、被災により当座の生活費を必要とする世帯（低所得世帯に限らない）が対象となります。被災者が他の市町村に避難されている場合は避難先住所地で受付を行うことから、県内すべての市町村社協を窓口、7月23日（月）から特例貸付の受付を開始しました。

特例貸付の内容は、以下の福岡県社協のHPでご確認ください。

http://www.fuku-shakyo.jp/jigyo/shikin/H30gouu_shikin.html

2 広島県への応援職員派遣

被害が甚大な各府県でも特例貸付の受付が始められることとなり、7月30日（月）から8月3日（金）までの間、福岡県社協から2名の職員を広島市社協の応援に派遣することとなりました。